

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 10 月 30 日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第 126 号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成 12 年杉並区規則第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 8 号中「児童福祉法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号。以下この号において「都規則」という。）」を「杉並区児童福祉法施行細則（昭和 40 年杉並区規則第 16 号。以下この号において「規則」という。）」に改め、同号アからテまでを次のように改める。

- ア 法第 19 条の 3 第 1 項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理、同条第 3 項の規定による医療費支給認定、同条第 4 項の規定による審査の請求、同条第 5 項の規定による小児慢性特定疾病医療支援を行う指定小児慢性特定疾病医療機関を定めること及び同条第 7 項の規定による医療受給者証の交付
- イ 法第 19 条の 5 第 1 項の規定による医療費支給認定の変更の申請の受理、同条第 2 項の規定による医療費支給認定の変更の認定並びに同条第 3 項の規定による医療受給者証の提出の請求、当該医療受給者証への記載及び当該医療受給者証の返還
- ウ 法第 19 条の 6 第 1 項の規定による医療費支給認定の取消し及び同条第 2 項の規定による当該医療受給者証の返還の請求
- エ 法第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の申請の受理及び同項の規定による指定
- オ 法第 19 条の 10 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新
- カ 法第 19 条の 13 の規定による小児慢性特定疾病医療支援の実施に関する指導

- キ 法第19条の14の規定による変更の届出の受理
- ク 法第19条の16第1項の規定による報告並びに物件の提出及び提示の命令、出頭の要求、質問並びに設備及び物件の検査並びに同条第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の一部差止め
- ケ 法第19条の17第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による公表、同条第3項の規定による命令及び同条第4項の規定による公示
- コ 法第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し及び効力の停止
- サ 法第19条の19の規定による公示
- シ 法第19条の20第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び小児慢性特定疾病医療費の請求の審査並びに小児慢性特定疾病医療費の請求額の決定、同条第3項の規定による意見の聴取並びに同条第4項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払に関する事務の委託
- ス 法第19条の22第1項から第4項までの規定による事業の実施及び同条第5項の規定による意見の聴取
- セ 法第20条第1項の規定による療育の給付、同条第4項の規定による医療に係る療育の給付の委託、同条第5項の規定による指定療育機関の指定及び同条第8項の規定による指定療育機関の指定の取消し
- ソ 法第21条の2において読み替えて準用する法第19条の20第1項の規定による指定療育機関の診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の請求額の決定、同条第3項の規定による意見の聴取並びに同条第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託
- タ 法第21条の3第1項の規定による報告の要求及び物件の検査並びに同条第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止めの指示及び差止め
- チ 法第50条の規定による同条第5号に規定する費用の支弁をした場合における法第56条第2項の規定による費用の徴収、同条第3項の規定による報告の要求、書類の閲覧及び資料の提供の要求、同条第4項の規定による費用の徴収の嘱託並びに同条第5項の規定による地方税の滞納処分の例による処分



- ツ 省令第7条第3項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払
- テ 省令第7条の9第3項の規定による変更の届出の受理
- 第1条第8号に次のように加える。
- ト 省令第7条の10第1項の規定による指定医の指定及び同項第2号の研修の実施
- ナ 省令第7条の11第1項の規定による指定医の指定の申請の受理
- ニ 省令第7条の12の規定による指定医の指定の更新
- ヌ 省令第7条の14の規定による変更の届出の受理
- ネ 省令第7条の15の規定による指定医の指定の辞退の申出の受理
- ノ 省令第7条の16の規定による指定医の指定の取消し
- ハ 省令第7条の17の規定による公表
- ヒ 省令第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理及び再交付並びに同条第4項の規定により返還される医療受給者証の受理
- フ 省令第7条の36の規定による休止、廃止及び再開等の届出の受理
- ヘ 省令第7条の37の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出の受理
- ホ 省令第7条の39第2項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払
- マ 省令第8条第2項の規定による診療報酬の支払
- ミ 省令第10条第1項の規定による療育の給付の申請の受理及び同条第2項の療育券の交付
- ム 省令第11条の規定による指定療育機関の指定の申請の受理
- メ 省令第15条の規定による変更並びに休止及び再開等の届出の受理
- モ 省令第16条の規定による指定療育機関の指定の辞退の申出の受理
- ヤ 規則第2条の2の6第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費支給認定対象者証明書の交付及び同条第2項の規定により返還される小児慢性特定疾病医療費支給認定対象者証明書の受理

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

